

臨時会・定例会の審議結果と議員の賛否内訳

上程された議案	結果	掲載ページ	大平久幸	佐藤理美	原口昇	岡本安明	石井康二	本間登志子	坂本建治	押田秀夫	稲山良文	松本勇	大久保博幸	佐野千賀子	田母神節子	室岡重雄	吉田正美
臨時会 (11/22)																	
条例の一部改正 ・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 ・町長及び副町長の給与等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 ・寄居町職員の給与に関する条例等 <small>田母神節子議員より「公務員の給与引き下げは民間にも影響を及ぼし、格差と貧困を拡大する」との反対討論がありました。</small>	可決 (全賛)	P. 5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
	可決 (全賛)	P. 5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
	可決 (賛多)	P. 5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	×	○	○
12月定例会 (12/3～16)																	
平成22年度寄居町補正予算 ・一般会計 ・国民健康保険特別会計 ・後期高齢者医療特別会計 ・下水道事業特別会計 ・農業集落排水事業特別会計 ・水道事業会計	可決 (全賛)	P. 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
	可決 (全賛)	P. 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
	可決 (全賛)	P. 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
	可決 (全賛)	P. 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
	可決 (全賛)	P. 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
	可決 (全賛)	P. 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
	可決 (全賛)	P. 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
条例の一部改正 ・寄居町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等 <small>田母神節子議員より「職員定数管理計画の完全実施と短時間労働で、健康管理の充実を」との賛成討論がありました。</small>	可決 (全賛)	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
	可決 (全賛)	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
その他の議案 ・町道路線の廃止 ・町道路線の認定 ・埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	可決 (全賛)	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
	可決 (全賛)	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
	可決 (全賛)	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
意見書 ・環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) への対応に関する意見書の提出について <small>田母神節子議員より「農家所得が補償されても輸入は増大し、国内生産は崩壊、関係産業は廃業、地方の雇用も失われることになる」との賛成討論がありました。</small>	可決 (賛多)	—	○	×	○	○	×	×	○	○	○	×	※	○	○	○	○
	可決 (賛多)	—	○	×	○	○	×	×	○	○	○	×	※	○	○	○	○
請願 ・所得税法第56条の見直しについて <small>「国の税改正の動向を見守りながら慎重に審査する必要がある」との結論で、継続審査することとしました。</small>	継続審査	—	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	※	○	○	×	○
	継続審査	—	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	※	○	○	×	○
この請願は、総務経済常任委員会で「継続審査すべき」とされ、本会議では「委員会審査結果のとおり継続するかどうか」に対して賛否を問うことになりました。したがって、上記の賛否表明 (○×) は、請願自体に対する賛否とは異なります。																	

解説 ○…賛成 ×…反対。結果欄は、全賛…全員賛成、賛多…賛成多数、賛少…賛成少数の意。
 請願は可決・否決ではなく、「採択」または「不採択」となるほか、今回の請願のように引き続き審査すべきという場合は「継続審査」、請願の趣旨には賛成するという「趣旨採択」等の議決結果となります。
 ※ 印は議長。議長は議事進行を行うため、賛否の表明はしません。賛否同数の場合のみ「議長裁決」という形で賛否表明を行います。(その場合は「裁」で示します)

11/22 臨時会、開催される
 3件の条例改正が審議され、すべて可決しました。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例/町長及び副町長の給与等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例/寄居町職員の給与に関する条例等
議員、町長・副町長・教育長、町職員賞与0.2カ月分減

〈改正の概要〉

議員

- ・期末手当支給率…0.2カ月分削減
- ・町長・副町長・教育長

町職員

- ・給料月額
- ・40歳代以上…平均0.1%引き下げ
- ・55歳以上…当分の間、1.5%減額
- ・期末・勤勉手当
- ・支給率…0.2カ月分削減
- ・平成22年4月改正条例施行までの格差…12月期の期末手当で差し引く。(格差解消のための特例措置として)
- (以上、平成22年12月から施行)
- ・若年層給与…1号給上位に位置づけ
- ・地域手当廃止
- (以上、平成23年4月1日から施行)

次のページは「町に考えを聞く! 職員人事、町民サービスほか」